

本校卒業生で奨学生を利用された皆様へ（大切なお知らせ）

本校での学業を終えられ、各自次の目標に向かって、ご活躍されることと存じます。さて、在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学生の返還が始まります。奨学生の返還が円滑に行われるよう下記事項について、確認をしてください。

記

- 1 振替開始月・振替口座等を確認し、振替日に残高不足で振替不能にならないよう注意してください。（3月貸与終了の場合は、10月27日から返還が始まります。）
- 2 返還中に、以下の項目に変更があった場合は届出が必要になります。

注）手続きを怠ると、知らない間に返還を延滞してしまい、延滞金の賦課、個人信用情報機関への登録や一括返済請求等大変不利益が生じます。

・**住所・電話番号**等に変更があった場合

※就職等により登録されている住所から、現住所が変更になる場合は、3月中旬以降にスカラネット・パーソナルから変更してください。

- ・連帯保証人、保証人（人的保証）、を変更する場合
- ・本人以外の連絡先（機関保証）を変更する場合
- ・返還金を引き落とすための振替口座を変更する場合
→5月のゴールデンウィーク後に改めて手続きをしてください。

- 3 返還が困難な場合は、減額返還制度や返還期限猶予制度などの救済制度がありますので、日本学生支援機構の相談センターに相談して必要な手続きをしてください。
- 4 線上返還等確認したいことがある場合は、配布した「返還のてびき」や日本学生支援機構のホームページにも掲載されています。詳しく知りたい時は、下記相談センターへお電話にてご相談ください。なお、相談の際には、奨学生番号が必要となります。

☎日本学生支援機構 奨学生相談センター 0570-666-301
月曜日～金曜日 9時00分～20時00分（土日祝日・年末年始を除く）

以上

皆さんからの返還金は、後輩の奨学生として活用されます。
最後まで責任をもって返還してください。

